

御前崎市観光物産会館設置及び管理条例 (平成16年4月1日条例第134号)

最終改正:平成30年3月23日条例第1号

改正内容:平成30年3月23日条例第1号 [令和2年10月1日]

○御前崎市観光物産会館設置及び管理条例

平成16年4月1日条例第134号

改正

平成30年3月23日条例第1号

御前崎市観光物産会館設置及び管理条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興、開発、発展を目指し、研究、啓蒙、指導、案内等の活動拠点としての観光物産会館の設置、管理その他必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 観光物産会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 御前崎市観光物産会館
- (2) 位置 御前崎市港6099番地の1

(職員)

第3条 御前崎市観光物産会館（以下「会館」という。）に、次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) その他の職員 若干人

(管理)

第4条 会館は、御前崎市が管理する。

(利用許可)

第5条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 会館の利用許可後に許可事項を変更しようとする場合は、前項に準ずる。

3 市長は、会館の利用を許可するときは、管理上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利用になると認めるとき。
- (4) 会館及びその附属の設備備品等を損壊するおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、会館への入場を拒み、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱す者又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をする者又はこれらに該当するおそれのある器物、動物の類身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する場合を除く。）を携行する者
- (3) その他市長が管理上必要と認めた指示に従わない者

(使用料)

第8条 会館の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可を受けたとき、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 国、地方公共団体又はその他これらに類すると認められる団体の利用にかかる場合であって、市長が特に認めるときは、前項の規定にかかわらず、期日を指定して使用料を納付させることができる。

(利用権の成立)

第9条 会館を利用する権利は、利用許可書の交付を受けたときに成立する。

(使用料の免除)

第10条 市長は、公益上特に必要と認めるときは、規則の定めるところにより、使用料を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときは、別に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に会館を利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第13条 利用者は、会館を利用するに当たり、特別の設備をし、又は造作等をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 市長は、利用者の申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(原状回復)

第15条 利用者は、会館の利用が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、会館及びその附属の設備備品その他の器物をき損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項のき損又は滅失が利用者の責めに帰すものと認められるときは、市長の査定するところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の御前崎町観光物産会館の設置及び管理に関する条例（平成7年御前崎町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

会館の使用料

室名	単位	金額
展示コーナー	1日	4,855円
研修催事室	1時間	486円
商工振興室	1月	20,874円
観光振興室	1 m ² 当たり 1月	971円
会議室・相談室	1時間	486円

ただし、1月に満たない場合には日割り計算とする。
